

中国四国厚生局長への届出事項に関する事項

- ・ 酸素の購入価格の届出: 診療で用いる酸素の購入単価は、毎年2月に地方厚生(支)局に届け出ています。

基本診療料の施設基準

■ 外来・在宅ベースアップ評価料(Ⅰ)(Ⅱ)

産業全体で賃上げが進む中、医療従事者の賃上げを諮ることを目的に、令和6年度の診療報酬改定で新しく示された報酬制度です。医療現場で働く職員の賃上げを実施するため、ベースアップ評価料の算定を行っています。

■ 明細書発行体制等加算

電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っており、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様へ無料で交付しています。

■ 電子的診療情報連携体制整備加算

- ・ 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。
- ・ 電子情報処理組織を使用した診療報酬請求を行っており、算定した診療報酬の区分、項目の名称及びその点数又は金額を記載した詳細な明細書を患者様へ無料で交付しています。

特掲診療料の施設基準

■ 糖尿病合併症管理料

糖尿病治療及び糖尿病足病変の診療に従事した経験を5年以上有する専任の常勤医師、糖尿病足病変患者の看護に従事した経験を5年以上有する専任の看護師であって、糖尿病足病変の指導に係る適切な研修を修了した者を配置しています。

■ 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)

- ・ 透析用監視装置の1台当たりの患者数割合が3.5未満に該当しています。
- ・ 関連学会から示されている基準に基づき、水質管理を適切に実施しています。
- ・ 透析機器安全管理委員会を設置し、その責任者として専任の医師、又は専任の臨床工学技士を1名以上配置しています。

■ 導入期加算1

関連学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者様ごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者様に対し必要な説明を行っています。

■ 透析液水質確保加算／慢性維持透析濾過加算

月1回以上の水質検査を実施し、関連学会から示されている基準を満たした血液透析濾過用の置換液を作製し、使用しています。

■ 下肢抹消動脈疾患指導管理加算

当院では、慢性維持透析を実施している全ての患者様に対し、下肢抹消動脈疾患に関するリスク評価・指導管理を行い、検査の結果、専門的治療が必要な場合は、患者様やご家族に説明を行い、同意を得た上で、下記の連携保険医療機関へ紹介を行っています。

→ 連携保険医療機関「心臓病センター 榊原病院」

■ 腎代替療法診療体制充実加算

- ・ ハザードマップにより当該保険医療機関の災害発生時のリスクを把握した上で、災害対応に係るマニュアルを作成しています。
- ・ 日本透析医会、日本透析医会支部又は都道府県等による災害時の情報伝達訓練に年に1回以上参加しています。
- ・ 腎代替療法に係る情報提供について、関係学会の作成した資料又はそれらを参考に作成した資料に基づき、患者様ごとの適応に応じて、腎代替療法について、患者様に対し必要な説明を行っています。なお、患者様に対する説明は、導入期に限らず、患者様の病状や患者様の求めに応じて繰り返しています。
- ・ 透析シャント閉塞等により経皮的シャント拡張術・血栓除去術等の治療を要する場合には、事前に連携した上で必要に応じて診療情報の提供を行う体制が整備されています。
 - 連携保険医療機関「心臓病センター 榊原病院」
- ・ 緩和ケアを必要とする患者様に対し、患者様の症状に応じた適切な治療及びケアを提供できる体制が整備されています。

■ 特定疾患療養管理料／生活習慣病管理料（Ⅰ）及び（Ⅱ）

当院では患者様の状態に応じ、28日以上 of 長期の投薬が可能であること、又はリフィル処方箋を交付すること、のいずれの対応も可能ですが、当院では主に長期の投薬をご案内しています。